

令和4年6月10日

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（案）
についての意見

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
実演芸術振興部

（一） ガイドライン（案）全般について

今般、文化庁が文化芸術政策上の重要な課題として、初めて「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議」を設置して、文化芸術基本法第16条の芸術家等を対象にその活動環境改善の一步として「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン（検討のまとめ）（案）」（以下「本案」）をとりまとめたことを高く評価する。

本案は、「契約の書面化を推進し、取引の適正化を促進することによって、安心・安全な環境で持続可能な文化芸術活動の実現を図ること」を目的としているが、契約の適正化は重要な課題である一方、発注者と受注者の当事者間の契約だけでは解決できない問題、文化芸術活動を市場だけに委ねた場合に発生する問題がある。そこにこそ文化芸術政策、予算の必要性があり、その認識を明確に示すべきである。

コロナ禍において、大きな打撃を受け疲弊した、文化芸術基盤の回復のための支援施策、とりわけ芸術家等へのセーフティーネットの構築は、「契約」及び「契約関係の適正化」では対応できない課題として、改めて認識する必要があるとともに、本案「おわりに」（12頁）において、環境改善のための重要課題として、自然災害や感染症の流行等、不測の事態において芸術家等を支えるための「セーフティーネットの構築」を追記すべきである。

また、「おわりに」（13頁）における、「チケット等への価格転嫁への観客をはじめ国民の理解も必要である」との記述については、本案に記載すべきものではないものとする。当該部分については削除していただきたい。

- (二) 「Ⅱ文化芸術分野における契約上の問題」、「Ⅲ課題を踏まえた改善の方向性」、「Ⅴ適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策」について

契約における「事務的な負担」、実演家等が「学ぶ」機会の必要性、協議・交渉が「仕事の依頼にかかわる不利益」にならないこと、「権利の適切な保護」、「合理的な義務の範囲」などの諸課題が提示され、「感染症等不測の事態に備える」ためにも「業務内容や報酬等の基本的事項に関する記録」を书面化することが望ましいとされている。また、取引の適正化を促進するためには、「力関係や交渉力の差による不利益」が生じないように、「業務開始前に報酬や権利等の取引条件について十分に協議・交渉が行われることが重要」で、「芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備すること」が求められるとされている。

個々の指摘は大変重要なものであり、かつ明確な課題であるが、環境の整備を含め一朝一夕に解決、改善できるものではない。これらの実効性の確保のための行政の取り組みとして、研修会の開催、相談窓口の設置、契約に関する講座の実施などが例示されているが、文化庁には、実施される支援施策における契約の书面化の推進等、より主体的、積極的かつ具体的な取り組みが求められる。

また、団体や事業者に期待される事項として示されている、実情に応じたルールづくりや研修、検討、相談の場、芸術家等への普及・啓発の機会づくりなどの他、芸術家等の権利や安全を保障しうる、契約や契約書作成の具体化に向けた取り組みや、統括団体や公的機関との協働を含め、弊団体においてもその役割をしっかりと果たしていくべきであると考えます。広く文化芸術振興の観点からは、国、文化庁の責務として、芸術団体、実演家等と協働していきながら、事業者との協議を行うための場の設定等についても積極的に推進していただきたい。

- (三) 「Ⅳ取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等」、「別添 契約書のひな型及び解説(案)」について

(4) 安全・衛生

安全管理については、保険の加入とその費用負担を含め、本来発注者側が担うべきで、実際にもほぼそのように運用されており、受注者側の保険加入については任意であるべきものである。「費用負担も含め保険に関する取り扱いについて発注者と受注者が協議することが望ましい」という記述については、受注者側に不利な慣行がつけられる恐れ

があることから削除していただきたい。

また、これと合わせて、ひな形（20 頁及び 31 頁）に示された、第 3 項【(スタッフ) (実演家) が保険に加入する場合】の記述は削除の上、当該解説文については、発注者が保険に加入する事が基本であることを明記していただきたい。

さらに、「制作や実演現場における多様な分野、立場の専門家が関わることにより意思疎通不足、指揮命令系統や責任体制が不明確になること等が生じやすい」との記述が、あたかも現場の安全・衛生管理が総じて脆弱であるかのような誤解を与えかねない。指揮命令系統や責任体制が不明確な場合において、意思疎通不足等により事故につながりやすいということであるから、そのような記述に変更していただきたい。

(5) 報酬等

ひな型（17 頁及び 28 頁）において、5 項「振込手数料」の負担は発注者負担との条文になっているが、当該解説文では、協議により受注者負担としてよいというように読み取れ、実質的な報酬の減額に繋がる可能性があるため、「振込手数料は、原則として発注者が負担すべきものである」との表記に変更していただきたい。

以上